

個人情報の保護に関する法律施行規則案の骨子（案）【全体版】

個人情報保護委員会事務局

1. 個人識別符号

- (1) 身体の特徴を電子計算機の用に供するために変換した符号のうち個人識別符号に該当するものの基準は、特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換することとする。
- (2) 個人識別符号に加えるものは、次に掲げるものとする。
- (ア) 国民健康保険の被保険者証の記号、番号及び保険者番号
 - (イ) 後期高齢者医療制度及び介護保険の被保険者証の番号及び保険者番号
 - (ウ) 健康保険の被保険者証等の記号、番号及び保険者番号、公務員共済組合の組合員証等の記号、番号及び保険者番号、雇用保険被保険者証の被保険者番号並びに特別永住者証明書の番号 等

2. 要配慮個人情報

- (1) 要配慮個人情報と位置付けられる心身の機能の障害は、次に掲げる障害とする。
- (ア) 身体障害者福祉法における身体上の障害
 - (イ) 知的障害者福祉法における知的障害
 - (ウ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律における精神障害
 - (エ) 治療方法が確立していない疾病等による障害の程度が厚生労働大臣が定める程度であるもの
- (2) 要配慮個人情報が次に掲げる者により公開されている場合にも、当該要配慮個人情報を本人の同意なく取得することができることとする。
- (ア) 外国政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体又は国際機関
 - (イ) 外国において報道機関、著述を業として行う者、学術研究を目的とする機関、宗教団体又は政治団体に相当する者

3. オプトアウト手続による個人データの第三者提供に係る届出等

- (1) オプトアウト手続による個人データの提供に際しての事前の通知又は容易に

知り得る状態に置く措置は、次に掲げるところにより、行うものとする（注1）。なお、通知又は容易に知り得る状態に置いた事項を変更する場合も同様とする。

（ア）本人が提供の停止を求めるのに必要な期間をおくこと。

（イ）本人が第三者に提供される個人データの項目等の法定事項を確実に認識できる適切かつ合理的な方法によること。

（注1）施行日前に通知する場合についても同様とする。

（2）オプトアウト手続による個人データの提供に際しての個人情報保護委員会への事前の届出は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。なお、届け出た事項を変更する場合も同様とする。

（ア）個人情報保護委員会が別途定めるところにより、情報処理システムを使用する方法（注2）

（イ）届出書及び当該届出書に記載すべき事項を記録したCD-R等を提出する方法

（注2）施行日前に届出を行う場合及び個人情報保護委員会が（ア）について別途定めるまでの間については、（イ）の方法によるものとする。

（3）代理人によって上記（2）の届出を行う場合には、代理権限を証する書面（電磁的記録を含む。以下同じ。）を提出しなければならない。

（4）外国にある個人情報取扱事業者は、オプトアウト手続による個人データの提供に際しての個人情報保護委員会への事前の届出を行う場合には、国内に住所を有する者であって、当該届出に関する一切の行為につき、当該個人情報取扱事業者を代理する権限を有するものを定めるとともに、当該届出と同時に、代理権限を証する書面を個人情報保護委員会に提出しなければならない。

（5）個人情報保護委員会による上記（2）の届出に係る事項の公表は、届出があった後、遅滞なく、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（6）個人情報取扱事業者は、上記（5）の公表がされた後、速やかに、インターネットの利用その他の適切な方法により、第三者に提供される個人データの項目等の法定事項（変更があったときは、変更後の事項）を公表するものとする。

4. 外国の第三者が国内の第三者と同様に個人データの提供を受けるために整備すべき体制の基準

個人データの提供を受ける外国の第三者が、個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制の基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) 個人情報取扱事業者と個人データの提供を受ける者との間で、当該提供を受ける者における当該個人データの取扱いについて、適切かつ合理的な方法により、個人情報保護法の趣旨に沿った措置の実施が確保されていること。
- (2) 個人データの提供を受ける者が、個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定を受けていること。

5. 第三者提供に係る記録の作成等

- (1) 個人データを第三者に提供したときの記録の作成方法は、文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて作成する方法とする。
- (2) 上記（1）の記録は、個人データを第三者に提供した都度、速やかに、作成しなければならない。ただし、当該第三者に対し個人データを継続的に若しくは反復して提供（オプトアウト手続による提供を除く。）したとき、又は当該第三者に対し個人データを継続的に若しくは反復して提供することが確実であると見込まれるときの記録は、一括して作成することができる。
- (3) 上記（2）にかかわらず、本人の同意を得て本人に対する物品又は役務の提供に関連して当該本人に係る個人データを第三者に提供した場合において、当該提供に関して作成された契約書その他の書面に（4）に定める事項が記載されているときは、当該書面をもって当該事項に関する記録に代えることができる。
- (4) 個人データを第三者に提供したときの記録事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。
 - (ア) オプトアウト手続により個人データを第三者に提供した場合
 - ① 当該個人データを提供した年月日
 - ② 当該第三者の氏名又は名称その他の当該第三者を特定するに足りる事項（不特定かつ多数の者に対して提供したときは、その旨）
 - ③ 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項
 - ④ 当該個人データの項目
 - (イ) 個人データを本人の同意を得て第三者に提供した場合
 - ① 本人の同意を得ている旨
 - ② 上記（ア）②～④の事項

(5) 上記(4)(ア)及び(イ)の事項のうち、既に上記(1)～(3)の方法により作成した記録(保存している場合に限る。)に記録されている事項と内容が同一であるものについては、当該事項の記録を省略することができる(注3)。

(注3) 施行日前に上記(1)～(3)の方法に相当する方法で記録を作成しているものについても同様とする。

(6) 個人データを第三者に提供したときの記録の保存期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ次のとおりとする。

場合	保存期間
(ア) 上記(3)により記録を作成した場合	最後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算して1年を経過する日までの間
(イ) 上記(2)のただし書により記録を作成した場合	最後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算して3年を経過する日までの間
(ウ) 上記(ア)(イ)以外の場合	3年

6. 第三者提供を受ける際の確認等

(1) 第三者から個人データの提供を受ける際の確認を行う方法は、確認を行う事項の区分に応じて、それぞれ次のとおりとする。

事項	確認方法
(ア) 当該第三者の氏名及び住所等	当該第三者から申告を受ける方法その他の適切な方法
(イ) 当該第三者による当該個人データの取得の経緯	当該個人データの取得の経緯を示す契約書その他の書面の提示を受ける方法その他の適切な方法

(2) 上記(1)にかかわらず、第三者から他の個人データの提供を受けるに際して既に上記(1)の方法による確認(記録を作成・保存している場合に限る。)を行っている事項の確認の方法は、当該事項の内容と当該提供に係る上記(1)(ア)及び(イ)の事項の内容が同一であることの確認を行う方法とする(注4)。

(注4) 施行日前に上記(1)の方法に相当する方法で確認を行っているものについても同様とする。

(3) 第三者から個人データの提供を受けた際の確認を行ったときの記録を作成す

る方法は、文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて作成する方法とする。

(4) 上記（3）の記録は、第三者から個人データの提供を受けた都度、速やかに作成しなければならない。ただし、当該第三者から継続的に若しくは反復して個人データの提供（オプトアウト手続による提供を除く。）を受けたとき、又は当該第三者から継続的に若しくは反復して個人データの提供を受けることが確実であると見込まれるときの記録は、一括して作成することができる。

(5) 上記（4）にかかわらず、本人に対する物品又は役務の提供に関連して第三者から当該本人に係る個人データの提供を受けた場合において（オプトアウト手続による提供を除く。）、当該提供に関して作成された契約書その他の書面に（6）に定める事項が記載されているときは、当該書面をもって当該事項に関する記録に代えることができる。

(6) 第三者から個人データの提供を受ける際の確認を行ったときの記録事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

(ア) 個人情報取扱事業者がオプトアウト手続による個人データの提供を受けた場合

- ① 個人データの提供を受けた年月日
- ② 上記（1）（ア）及び（イ）の事項
- ③ 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項
- ④ 当該個人データの項目
- ⑤ 上記3.（5）の個人情報保護委員会による公表がされている旨

(イ) 本人の同意を得た個人データの提供を個人情報取扱事業者が受けた場合

- ① 本人の同意を得ている旨
- ② 上記（ア）②～④の事項

(ウ) 第三者（個人情報取扱事業者に該当する者を除く。）から提供を受けた場合

- ① 上記（ア）②～④の事項

(7) 上記（6）に定める事項のうち、既に上記（3）～（5）に規定する方法により作成した記録（保存している場合に限る。）に記録された事項と内容が同一であるものについては、当該事項の記録を省略することができる（注5）。

（注5）施行日前に上記（3）～（5）に規定する方法に相当する方法で記録を作成しているものについても同様とする。

(8) 第三者から個人データの提供を受けた際の確認を行ったときの記録の保存期

間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ次のとおりとする。

場合	保存期間
(ア) 上記（5）により記録を作成した場合	最後に当該記録に係る個人データの提供を受けた日から起算して1年を経過する日までの間
(イ) 上記（4）のただし書により記録を作成した場合	最後に当該記録に係る個人データの提供を受けた日から起算して3年を経過する日までの間
(ウ) 上記（ア）（イ）以外の場合	3年

7. 匿名加工情報

(1) 匿名加工情報の作成の方法に関する基準は、次のとおりとする。

(ア) 個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること（当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

(イ) 個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

(ウ) 個人情報と当該個人情報に措置を講じて得られる情報を連結する符号（現に個人情報取扱事業者において取り扱う情報を相互に連結する符号に限る。）を削除すること（当該符号を復元することのできる規則性を有しない方法により当該個人情報と当該個人情報に措置を講じて得られる情報を連結することができない符号に置き換えることを含む。）。

(エ) 特異な記述等を削除すること（当該特異な記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

(オ) 上記（ア）～（エ）の措置のほか、個人情報に含まれる記述等と当該個人情報を含む個人情報データベース等を構成する他の個人情報に含まれる記述等との差異その他の当該個人情報データベース等の性質を勘案し、その結果を踏まえて適切な措置を講ずること。

(2) 加工の方法に関する情報等に係る安全管理措置の基準は、次のとおりとする。

(ア) 加工方法等情報（匿名加工情報の作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに加工の方法に関する情報（その情報を用いて当該個人情報を復元することができるものに限る。）をいう。）を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。

(イ) 加工方法等情報の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って加

工方法等情報を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。

(ウ) 加工方法等情報を取り扱う正当な権限を有しない者による加工方法等情報の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

(3) 匿名加工情報を作成したときの公表は、匿名加工情報を作成した後、遅滞なく、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。なお、委託を受けて匿名加工情報を作成したときの公表は、委託元の個人情報取扱事業者が行うこととし、この場合においては、当該公表をもって受託者が公表したものとみなすこととする。

(4) 匿名加工情報を第三者に提供するときの公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(5) 匿名加工情報を第三者に提供するときの明示は、電子メールを送信する方法又は書面を交付する方法その他の適切な方法により行うものとする。

8. 個人情報保護指針の届出等

(1) 認定個人情報保護団体は、個人情報保護指針の届出を行おうとするときは、届出書に個人情報保護指針の写しを添えて、個人情報保護委員会に提出しなければならない。

(2) 個人情報保護委員会による個人情報保護指針の公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(3) 認定個人情報保護団体は、上記(2)の公表がされた後、遅滞なく、インターネットの利用その他の適切な方法により個人情報保護指針を公表するものとする。

以上